

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第2回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和5年8月3日（木）10時00分～12時15分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（3名）	川口俊一 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	白石裕治 日高実禎 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（2名）	瀬平秀人 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	森川労働基準部長 松山賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 鹿児島県内経済情勢報告（令和5年7月、鹿児島財務事務所） 2 県内雇用失業情勢（令和5年6月） （鹿児島労働局定例記者会見資料：令和5年8月1日） 3 県内景況（令和5年7月31日、鹿児島銀行・九州経済研究所） 4 全国企業短期経済観測調査結果（令和5年7月3日、日本銀行鹿児島支店） 5 鹿児島県における最低賃金引上げと短時間労働者賃金分布の関係 （令和5年8月1日、鹿児島労働局） 6 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策に関するリーフレット 7 働き方改革推進助成金に関するリーフレット	

○ 山本部部长

それでは時間になりましたので、ただ今から令和5年度第2回目の鹿児島県最低賃金専門部会を開催したいと存じます。

先ず、本日の部会の成立の状況につきまして事務局よりご報告をお願いします。

○ 松山室長

本日は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、岩重委員はご欠席です、の合計8名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますことを報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局で本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、6名の希望者がございました。さらに、記者の方が取材を希望されており、ただ今ホールの外で待機していただいております。

以上です。

○ 山本部部长

どうもありがとうございました。

本専門部会は有効に成立しているということでありますので、早速審議を始めたい

と思いますけれども、今ご報告ありましたように、傍聴者と取材の方が来ておられるということで、既に、前回ですね、この専門部会を、原則として三者が揃っているところでは公開をするということで申し合わせをしておりますので、今回もその申し合わせに基づきまして公開としたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。それでは、傍聴の方をお呼びして下さい。よろしく申し上げます。

(傍聴希望者、取材希望者入室)

○ 山本部会長

それでは議事を再開したいと思います。

まず最初に、前回の第1回専門部会で委員のほうからいくつか、意見とか質問とか要望が出されたかと思っておりますので、それにつきまして事務局より回答をお願いしたいと思います。

○ 松山室長

7月24日の第1回専門部会において、ご質問・ご要望いただきました件につきまして、ご回答いたします。

まず一つ目が、日高委員より、第1回県最賃専門部会資料5⑥、委員からの追加要望資料、価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果についての鹿児島県に係る資料のご要望についてです。作成元である中小企業庁取引課に連絡を取り、ご要望をお伝えいたしました。が、都道府県ごとには集計はしていないとのことで、鹿児島県だけの資料はないと回答されました。誠に申し訳ございませんが、資料の準備はできませんでした。

次に、山本部会長と松枝部会長代理からの業務改善助成金に関する資料についてです。最低賃金を上げるための助成金としては、業務改善助成金が中心になるわけですが、今回の資料6にもありますとおり、厚生労働省や中小企業庁では、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策が複数設けております。

また、資料7の働き方改革推進支援助成金につきましては、適用猶予業種等対応コース、労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース、労働時間適正管理推進コース、団体推進コースの5コースが設けられていますが、団体推進コースを除き、各コースに設けられた成果目標の達成に加えて、賃金を3%以上上げた場合に労働者数に応じて助成金の上限を更に15万円から最大150万円加算、5%以上上げた場合に労働者数に応じて助成金の上限を更に24万円から最大240万円加算できるというものです。事務局といたしましては、今後業務改善助成金に加え、これらの助成金につきましても労働局内で連携して周知広報につとめてまいります。

以上です。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

前回の専門部会で出された要望、質問に対する、事務局から調べていただいた回答がなされたと思いますけれども、今のご説明につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 山本部会長

ちょっと私から、一つだけ、二つかな。この新しい業務改善以外のものというのは新設されているというふうに理解してよろしいのでしょうか、それとも。

○ 松山室長

従来からあります。

○ 山本部会長

従来からありますよね。増額されているとかそういう趣旨ですか。

○ 松山室長

これらに関しましても業務改善助成金とセットですね、例えば最後に申しました働き方改革推進支援助成金等に関しましては、業務改善助成金ももらえるし、これも要件を満たせばもらえるという趣旨でご説明をしております。

○ 山本部会長

分かりました。ありがとうございました。

他に、よろしいでしょうか。

○ 山本部会長

それでは特にこれ以上ご質問無いようですので、次に進めたいと思います。

まず資料のナンバーファイブのところですね、鹿児島県における最低賃金引上げと短時間労働者賃金分布の関係という、初めての資料かと思えますけれども、出されておりますのでこれについてのご説明をお願いできればと思います。

○ 森川労働基準部長

それでは私から資料5について説明をさせていただきます。本日から引上げ額の審議を行うにあたってですね、可能な限りデータに基づいた議論ができますよう事務局としてデータをご提供させていただくものでございます。

内容としては鹿児島県の賃金分布のデータについてなのですが、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会の資料、先日の第1回専門部会の資料5の④としてつけさせていただいておったのですが、これは賃金分布のグラフとして単年のみのグラフとなっていたことから、なかなか単年で見てもですね、これをどうやって見ればいいのかというところ、難しい部分もありましたので、この分布の変化がわかるように、最賃の影響を受けやすいであろう短時間労働者に絞ってですね、2年分の分布を並べた資料となっております。3つグラフをつけておりました、それぞれ令和元年と令和2年の比較、二つ目が令和2年と3年の比較、三つ目が令和3年と4年の比較となっております。

まず1枚目の令和元年と2年の比較をご覧いただければと思うのですが、こちらを見ますとですね、この分布につきましては当年6月の賃金に関する分布であることからですね、最低賃金としては前年10月から発効している最低賃金、こちらの引上げの影響を受けることとなります。したがって、令和元年の分布は平成30年10月から発効された最低賃金761円、令和2年の分布は令和元年10月に発効された最低賃金790円の下での分布となります。ご覧いただくと分かりますとおりですね、それぞれの年で最低賃金に張り付く層、それぞれ令和元年ですと青い棒の760の所、760の所に矢印を引っ張っていますけれども、また、黄色い令和2年の分布ですと790と矢印を引っ張っている所、こちらの層が一定程度おりましてどちらも7%程度占めているというところがございます。また青い令和元年の分布における790円未満の層、こちらは令和2年になって最低賃金が引上げられたことからですね、令和元年10月に引上げられたので、令和2年の分布では790円より高い層に全て移っていると、こちらは最低賃金の引上げに伴って当然といえば当然のこととなりますが、特徴として申し上げられるのがですね、この最低賃金付近の層のみならず全体としてグラフが右にずれているということになります。令和元年の分布の中央値、アール1データ中央値と書いてございますが、850円付近となっていたものが令和2年においては900円付近となっており、また、900円台、赤い点々で丸で囲ってありますが、この辺りの900円台の割合も上昇しているなど全体として分布が変化していることが見て取れるということがございます。

一方でですね、2枚目のアール2とアール3、令和2年、令和3年の比較となりますが、こちらは令和2年10月発効の最低賃金額が前年から3円増とほぼ変わらない中での分布の変化となりますが、先ほどのグラフと比べてもですね、グラフの形が2年ともおおむね類似している、似ていることが分かります。

また、3つ目の令和3年と令和4年のグラフの方は、これは1枚目のグラフと同じようにですね、最低賃金が28円も上がった影響を受けて右にかなりずれているということが分かります。

もちろん最低賃金額引上げと分布変化の因果関係が何かはっきり証明されているものもありませんので、もちろん確実に影響があるというところまで言えないのですが、グラフを見る限りはですね、何らかの相関があるのかなというところが見て取れるというところがございます。

私からの説明は以上です。

○ 山本部長

ありがとうございました。

ただ今の資料の説明につきまして、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

○ 川口委員

森川部長、今回のこのデータの出所、出どころは。例えば10人未満とか5人未満の零細企業のデータも入っているという考えになりますかね。

○ 森川労働基準部長

はい、賃金構造基本統計調査を基にしております、5人から9人、2種類調査があるんですが、5人から9人の調査と10人以上の調査がありまして、どちらも合わさったものの分布なので、本当に少ないところから大きいところまで全て入ったものとなっております。

○ 川口委員

了解です。

○ 山本部長

他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

今回我々が審議している最低賃金が一体どうゆうふうな結果的に賃金の上昇に影響を及ぼしているのかということがかなりビジュアルで分かりやすく色付きで出させていただきました。どうもありがとうございました。初めての経験です。これを見ますとやっぱり、全体として最低賃金が基本的な労働者の、特に非正規も含めた賃金を押し上げているということがはっきり分かりますし、あるいはあまり、コロナの影響で3円しか上がらなかった時は、確かに右に多少ずれておりますけれども、あまり動きが大きいということもこれではっきりわかっているかと思えます。そういう意味ではですね、最低賃金の引上げが労働者全体の賃金の上昇に大きく貢献しているということを示す資料かなというふうに思えます。それは逆に言いますと、使用者側にとってもですね、引上げるということは、ある意味では人件費のアップにつながるという

ことも示すということも同時に表しているかと思しますので、双方にとってかなり分かりやすい有益な資料をご提供いただけたのかなと思います。ありがとうございました。

これにつきまして、ご質問等よろしいでしょうか。

○ 山本部長

それではですね、今回は、参考人の意見聴取を行って、労働者側、使用者側からそれぞれ、まだ目安が出される前でしたけれども、基本的な考え方を述べていただいたかと思えます。

まず、労働側についてですけれども、いくつか述べられました。

一つは足元の実質賃金ですね、やはり物価上昇にマイナスペースで追いついていないということが指摘をされております。とりわけ最低賃金の近辺で働く労働者の生活がかなり苦しいと、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識した議論が必要ではないかということ。さらに、雇用失業情勢、これにつきましても、完全失業率、あるいは有効求人倍率ともに2022年度の目安審議の時以来順調に、堅調にと言いましょうか、推移していて、雇用人員判断のD.Iも人材不足感が示されておりますので、近時の労働市場の改善傾向も踏まえた上で最低賃金の引上げを検討するべきである、こういったことも述べられたかと思えます。

人材不足が顕著な中小企業、あるいは零細ですね、その辺りの人材確保、あるいは定着、この点からも最低賃金の上昇が必要だと、いったようなこと、これが急務だといったことも述べられたかと思えます。

さらには、最低賃金というのは生存権、これは従来主張されておられることかと思えますけれども、この生存権の問題と直結していて、生存権にですね地域間の格差があるべきではないと。誰もが時給1,000円の早期実現に向けて、格差の縮小に進めるべきだと。こういったことも述べられたかと思えます。

これまでの審議ではですね、ややもしますと賃金交渉のような状況になりがちであったけれども、今回の審議は大胆な最低賃金の引上げを実現することが要請されると。最も影響を受けるであろう、中小、小零細が抱える課題を共有して、解決へ向けた環境整備の審議を公労使でしっかり行って、国や自治体、大企業など社会に要請していくことが重要だと、こういったようなことが全体としてですね、述べられたのかなと思います。

他方、使用者側からとしてはですね、全体として確かに景気は改善の傾向にあって、物価高で生活に大きな影響が出ているといったようなことを考慮すると、最賃を引上げざるを得ない、その必要性は十分に理解できるということが述べられたかと思えます。

最低賃金はコロナ禍にもかかわらず、3年間で63円引上げられていて、特に中小企業、小

零細からすると経営実態を十分に考慮した審議になっていなかったのではないかといったような危惧も表明されております。

しかしながら、近年の引上げペースはやはり速すぎるということで、過剰債務あるいは物価高、ゼロゼロ融資の返済、人手不足などコロナ禍からの出口がなかなか見えてこないということで、体力が疲弊して、賃上げの余力が乏しい中小企業も多く出てきていると。

最賃は法が定める三要素に基づいて決定されるものですので、使用者とすればですね、やはり、企業の支払能力、これに焦点をあてていただきたいといったようなことが全体として述べられたかと思えます。

以上ですね、労使の基本的な考え方を簡単にまとめさせていただきましたけれども、何か付け加える点とかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。考え方についてということですか。

○ 山本部長

それではですね、最後にですね、今回目安額が出された後の会合ということで、具体的な額の審議に入りたいと思います。次回の期日にですね、双方、労使双方にですね、具体的な金額を提示していただきたいということをお願いしております。その結果を本日までお聞きしたいと思えます。

まずそれでは労側の方から額の提示の方をお願いできればと思えます。

○ 日高委員

その前に少し、2点ほど公益の皆様にも少しお考えをお聞きしたいと思えます。

まず、昨日の本審の前段で中央審議会がビデオメッセージを送られました。私も数年委員をしていますが初めての出来事で、正直驚いたところがございます。中身につきましては目安確定に向けた論点や論議の経過、また今後の課題、地方審議会に求めるもの、要望ですか、そういったものが提起されたものというふうに思っております。労働者委員としてもメッセージを送られたこと自体、また、内容についても重く受け止めさせていただきたいというふうに思っております。

つきましては、公益委員として今回このような取り組みをされたこと、内容を含めてお考えや受け止めがありましたらお聞かせ願えればということが一つ。それと、これから短期間で鹿児島での県最賃の論議をしていくということになります。そこで、論点が、ずれた論議をしてもどうしようもないというふうに思っておりますので、今回審議にあたる論点について、公益委員としてどのようにお考えを、もしお持ちであれば、こういうところがポイントであるということを示していただくと、ポイントに沿った形でご説明なりしていきたいというふうに思っておりますので、是非、その部分最後の部分はまとまっておられましたら、是非お考えを聞かせ願えればと思いま

す。

以上でございます。

○ 山本部長

どうもありがとうございます。

今出された要望というのは、公益委員に関しまして前回の中賃の会長のビデオメッセージ、これをどう受け止めるのかということと、それから審議に際して公益として何か、審議のポイントを何か考えているかとそういった2点かと思えますけれども。

まず何か、よろしいですか。何かあれば。

これはまあ、特に、いずれの点について公益の側で意見交換をしてこう行こうと、そういう合意を形成している訳ではありませんので、これから皆さん方の議論を拝聴しながらですね、適宜公益の側で意見交換しながら進めていこうと思っております。ただ、今回中賃の会長さんのああいってビデオメッセージが出されたことは私もびっくりしまして、もう7年目ですけれども初めての経験で、これはかなりやはり中賃としては目安の額ですね、これを尊重して欲しいというかなり強い気持ちがあるのかなというふうに受け止めたことは確かです。

あとそのポイントという点でも、やはりこれは今の物価高がかなり急激に進行しているということは、これはやはりかなり考慮せざるを得ないだろうなというふうに、これもあくまでも個人的な見解ですけれども、そういうふうには考えております。ただ、まあ、やはり小零細の側の、もし大幅にアップということになりますと、その影響はやはりかなりのものだというふうに思いますので、無論、中賃のビデオ見解でも述べられておりましたけれども、個々の企業がどうのというより全体としてというふうに見なきゃいけないということは重々分かっていますけれども、その点についての使用者側の背後におられる多くの経営者の皆さん方のお気持ちも十分斟酌しながら議論しなきゃいけないなと、こういうふうには考えております。

答えになったかどうかわかりませんが、よろしいでしょうか。

○ 川口委員

公益の委員全体で意見を共有しているわけではございません。私のどちらかという個人的な考え方として申し上げておきたいと。

ここはあくまでも労働基準法から派生した最低賃金法の審議の場であると。そういった意味では、今労側が言われた賃金交渉の場とは違う、そこをまず原則論にスタートしていただきたい。最低賃金法の立法趣旨、歴史、経過等も含めたうえで現在の立ち位置、そして前回お願いしましたように、将来的な見通し、ビジョン、そこまで考えたうえでしっかりと議論していただきたい。そして、中賃が、中賃自体の報告に関

しては公益側もいろんな意見が出ております、本当は。あの考え方、取りまとめに関しては。内部ではですね。ただ、中賃の最後のメッセージである、いわゆる地方の実情を重視しながら自主性を発揮して審議していただきたい、この意味は何なんだろうかということの一つのテーマとして捉えたいと、私は。鹿児島県の最低賃金審議会、どのような自主性を発揮するんですかというところを労側も使側もしっかりと見せていただきたいなという気持ちでおります。

これは私の個人的な公益委員の考え方として、これで一応しゃべるとまだまだたくさんあるんですけど、今の段階ではこういった形で終えたいと思います。よろしくお願いします。

○ 松枝委員

基本的には両先生おっしゃった通りでございますが、私としましては、やはり鹿児島県の最低賃金を決める場でございますので、通常の事業の支払能力につきましても、個々の企業、底辺、一番最低限の企業に合わせていくという考えはございませんが、鹿児島県の企業の支払能力とは何ぞやというところはやはり気にしているところでございます。

同様に、物価上昇につきましても、じゃあ鹿児島県が全国の平均と比べてどれだけ低いのかというところについてもやはり一緒に考えていきたいなと思っております。

あとは先ほどございましたとおり、賃金交渉ではないという原則は全く同感でございます。とはいえ、この短い期間で金額まで落とし込まなければならないという点は重々了承しておりますが、この今から決まった後にはですね、これだけ出ている価格転嫁のオプションであったり、助成金のオプションであったり、その他、労働者の方ではいろんなりスキリングのオプションであったり、そういったものを全て使って鹿児島としてどれだけ賃金の支払能力を上げていけるのか、生産性を上げていけるのかというところを、また、この短期間は難しいんですけれども考えていきたいなというところでございます。以上です。

○ 山本部会長

どうもありがとうございました。

それでは労側の方から賃金の提示を、いよいよメインですが、よろしくお願いします。

○ 白石委員

それではよろしくお願いします。

まず最初に、第1回目の局長の話から県内の状況、回復しているとかいうような状

況もありましたし、本審の資料並びに今配られている資料もございますけど、それとは別に追加資料というような形で捉えてもらえれば。今現在配布されている資料とは別に付け加えてというようなことでさせてもらいたいと思います。

皆様方の方には説明の趣旨とそれに伴う別冊資料ということで2冊お配りさせてもらっております。

県内の経済状況についてということで、ページ数が2から7になりますけど、7月15日の南日本の記事におきまして、鹿児島県中小企業同友会のD I値はプラス2となり、前期比13ポイントの大幅改善、そして来期はプラス14を予測し、新型コロナウイルス禍から順調な回復がうかがえると分析していると。また、景気回復がうかがえる一方で、人材不足はどの業種でも課題で人件費の関心は高いと。明るい兆しに水をささないように行政や金融機関による支援も欠かせないというようなことで新聞の方にも書いてあります。

また、県の商工会連合会は2023年4月から6月期の中小企業調査をまとめて、D Iは全業種で前期より改善したとあります。企業から生産に関する人材が不足して、今後宿泊の助成が無くなり、減益が見込まれるとまた記載をされております。

そして、九州経済研究所の調査、これは暮らし向きや諸費に関する調査結果についてということで、KERの月刊誌ですね、7月号によりますと、現在の暮らし向きについては普通が49.7と最も多く、次に悪いが37.2、良いが13.2%の順となって、D Iの方はマイナス24となったと。一方、今後の暮らし向きにつきましては、悪くなるが44.8%が最多となって、以下が変わらないというようなことで、D Iはマイナスの32.0というようなことで記載されております。

将来の不安要素については、物価上昇が64.3%というようなことで最も多く、収入面が64.2%、税金・社会保障の負担増が58.2と続いております。

また、次のページになりますけど、第1回本審で配布された資料の13、県内企業の状況というようなことで記載されておりますが、経営上の問題の1位は原材料価格の価格高というようなことと、2番目が人手不足そして求職難となっている状況であるということが新聞などの状況になっております。

二つ目、新卒の就職・初任給というようなことでございますが、鹿児島労働局、そして九州経済研究所のところから見ますと、新卒者はトータルでコロナ禍前までは55%前後で県内に就職をしていましたが、今年度は60%前後で推移しております。県内に留まる割合が多くなってきておりますが、毎年2,000人以上の新卒者が県外の方に就職しているということが分かると思います。

また、新卒の初任給について、全国平均では高卒男子でマイナス8,000円、そして大卒で男子マイナス15,000円というようなことがあります。昨年対比というようなことで見ますと、高卒男子で3,000円増、大卒男子で6,000円増というふうになってお

ります。

しかしながら、初任給を時給計算をして最低賃金というようなところで比較してみますと、一番低い中卒女子で法定時間173.8時間ということになりますと、マイナス108円というようなことで、鹿児島県の毎月勤労統計調査ですね、の令和4年平均値の143.8時間というようなところで比べますと、マイナス310円というふうになっております。時給計算ですね、中卒の女子よりも低い金額となっているということがデータで読めるかなと思っております。

また、九州経済研究所の月刊誌KER6月号に、2023年度賃金改定計画・新入社員の初任給改定計画についてということで、その中で賃金改定計画については実施予定と回答した企業が74%の全てが引上げるというようなことで回答しております。引上げると回答した企業割合としては、2003年の調査以来最も高く、前年の63%からですね、11ポイントの大幅な上昇となっております。また、賃金引上げ率で最も多いのは2から3%未満ということで、前年と比較しますと3%以上と回答した企業の合計は14%から33%と大きく伸びております。

賃金のDIは大幅に上昇、ベースアップする企業割合の増加傾向が続く、そして改善要因は人手不足の解消が最も多く、多数であって、初任給の引上げの動きも拡大しているというふうになっております。

記事の最後の方にはですね、国内外で物価高騰と賃上げ上昇が進行している中、県内企業においても今までになかった水準での賃金引上げが広がっていると。少子化による生産性年齢人口の減少という中期的な問題と、コロナ禍からの経済活動の急速な回復という短期的な問題も加わり、過去にない人手不足感が広まっていることが賃金の上昇に拍車をかけている。こうした状況下の中、企業活動を継続するためには企業は身を切って賃上げを実現しているが、今後継続的に賃上げを行うためには、適切な価格転嫁を行い、業務の効率化による生産性向上を図ることで利益を確保していくことが求められるというようなことが書かれております。

それに伴いまして消費者物価についてということで、県のホームページと南日本新聞から抜き出したものになりますが、足下の消費者物価指数は、昨年から変わらず働く者の生活に大きな打撃を与えています。鹿児島市の令和5年5月で消費者物価の総合は対前年比で3.6%上昇し、持ち家の帰属家賃を除く総合では4.3%上昇に達しております。特に食料は10.3%上昇し、家具・家事用品はですね11.2%上昇ということでそれぞれ高い水準に達しております。こうした生活必需品等の、切り詰めることのできない支出項目における物価上昇が、最低賃金近傍で働く生活者の生活を圧迫しているということが見えてきます。

関連して、7月1日の南日本新聞によりますと、2023年の食品の値上げが35,000、昨年の25,768品を大きく上回るというようなことで記事も掲載されております。

また、離島の物価との比較ですが、例年言っておりますが、離島と本土の比較では、プロパンガスで610円、灯油18リッターで428円、そしてレギュラーガソリンで13円、軽油におきましても18円、牛乳では39円となっております。全国でのランク別の地域間のみならず、離島と鹿児島県本土の地域間格差というのがございます。また、県平均としましても、昨年比較でプロパンガス63円、灯油で56円、ガソリンで3円、そして牛乳で17円等と急激に物価が上昇して、離島の生活を圧迫しているというようなことが県のデータからも読み取れると思います。

そして国際比較というようになるところになりますと、OECDの統計から連合が作成した年間の賃金の国別上昇の推移を見ますと、我が国の賃金は20年以上にわたり停滞しておりまして、平均の年間賃金は1997年水準で20%以上増加していないというところは日本とイタリアのみでございます。賃金水準は先進国で最低グループ、そして賃金額もイギリス、ドイツとは比較にならないほど、そして韓国にも抜かれているというような状況です。世界ではですね、相次ぐ賃金の引上げが実施されております。

欧米に比べると日本の水準は低く、働く国としての魅力は落ちてきております。少子高齢化に伴い日本は外国人労働者の採用拡大を目指しておりますが、国際的に見た日本の最低賃金の低さでは、外国人労働者をいつまでも呼べる、呼べば来るということではございません。

他国に比べて賃金の低い日本、その中で最低賃金のCランク、その中で最下位の鹿児島に呼べる可能性も今後極端に低くなると考えております。

そして人手不足につきましては、帝国データバンクのデータからではございますが、2023年5月24日による人手不足に対する鹿児島県内企業の動向調査というようにことによりまして、正社員ですね、人手不足企業の割合は50.5%、業種別では農・林・水産が83.3%で最も高く、運輸・倉庫が66.7%と続いております。全国では旅館・ホテルが75.5%で最も高い結果となっております。

非正規ではですね、34.2%が人手不足となり、全国の30.7%を上回る結果となっております。

人手不足と感じる割合は増加傾向にありますが、鹿児島県におきましては西之表の馬毛島で進む自衛隊基地の整備に伴い来年2月をピークに工事関係者が6,000名程度まで上るという試算も出されることなどから、アフターコロナによる影響だけでなく、様々な業種において人手不足が続くことということが見込まれております。

鹿児島県における正社員の人手不足感は50.5%、全国で見ると26位。九州は沖縄が1位を筆頭に、大分8位、宮崎9位と続き、九州地方における正社員の人手不足感は54%を超えているというようなことが書いてあります。

次に、人口・人材流出というようなことで、九州経済研究所のKER2023データブックの中からではございますが、人口は2022年10月現在156万3,124人と減少し続けて

います。

98年以降も社会動態、自然動態ともにマイナスとなっていて人口減少は続いております。少子高齢化が加速しておりますし、県外への移動は、20年度はですね、新型コロナウイルスの影響で前年度に比べて大きく減少はしております。

転入転出者の数を調べてみますと、ともに福岡が多く、首都圏、そして隣県の熊本、宮崎というようなところが多くなっております。

また、地域別最低賃金と若者の転入超過の比較ということで、連合の方で作成しておりますが、最低賃金の高いAランクには人が増えていって、最低ランクのCのところには減少ということは、その図を見ても一目瞭然であるというふうに思っております。

鹿児島県の雇用の動きというふうなところによりますと、鹿児島県の毎月勤労統計調査の年平均を見ますと、賃金の動きに関しては常用の労働者の賃金の減少、そして労働時間に関してはパートタイム労働者も含めて減少傾向にございます。雇用人数に関しては増加していると。総労働時間はですね、減少傾向となり出勤日数も減少傾向にあります。最低賃金と昨年比較で言いますと、5人以上で293円、30人以上で351円と差は開いております。

関連して日本経済新聞の7月28日に掲載された記事によりますが、専業主婦世帯3割を下回る、共働き増加も非正規が多くというような形になっておりますし、最低賃金が上がっても、年収の壁による手取り減少を避け、勤務の抑制というような記事も記載されております。

ここは資料にも載っておりますが、改めてというようなことで、提示させていただきます。鹿児島県の実質賃金指数というようなことで、鹿児島県の毎月勤労統計調査23年5月によりますと、実質賃金は前月比で3.5%減、そして14か月連続で減少しているという、実質賃金のところはですね改めて重視するべきではないのかなというふうに思っております。

次に、県内の募集賃金情報ということで、鹿児島労働局そして県のホームページから、そしてハローワークの鹿児島、熊毛の方が鹿児島労働局のホームページに載っております。それによりますと、年齢別の求人賃金・求職賃金においてはパートさんの下限賃金は、熊毛でも下限求人賃金は945円、そして最低賃金との差92円、鹿児島で992円、最賃との差額は139円というふうになっております。

また、求人賃金の平均は、令和4年10月から令和5年4月の下限は942円、最賃との差額は平均で89円、同様に鹿児島は下限で972円、最賃との差額は119円となっております。最低賃金額と開きがあり、最低賃金額で人を集めるということは難しいということが判断できるのではないのでしょうか。

最後にその他ということで、鹿児島とは違いますが、佐賀県が13日県内の最低賃金

について議論している佐賀地方最低賃金審議会に対し要請を行っております。政府が最低賃金の目標を全国平均で時給1,000円に掲げる中、全国最下位の佐賀でも優秀な人材を地元に残すために改定の議論を進めるようにというようなことで求めています。提出された要請書では、企業が生産性向上で得た成果を働く人に分配し、賃金上昇、そして消費拡大の好循環を生み出すことが持続的な発展につながるというようなことで強調されております。佐賀県では人材確保難が深刻化しておりまして、最低賃金が全国最下位という現状を勘案して議論するように求めています。佐賀の状況ではございますが、鹿児島も全国最下位ではございますし似たような状況であるということで、佐賀県の要請の方も付け加えさせていただきました。

また、日本弁護士会の日弁連によりまして、2023年5月14日ホームページに、低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明というものを発表されております。これに伴いまして、鹿児島県の弁護士会も同様な内容です、声明文を公表されておりますのでお読みいただければなというふうに思っております。

最後ではございますが、今までの本審の配布されたデータ、そして上記の説明等から、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常事業の賃金支払能力や現下の経済状況、そして連合が今期春闘で有期・短期間労働者の賃上げ額、そして地域間格差、離島を含めての是正等を総合的に検討した結果、53円引上げて906円とすることを労側として求めさせていただきたいと思っております。労側からは以上です。

○ 山本部会長

どうもありがとうございました。

かなり詳細な、新聞記事あるいは様々な統計資料に基づきまして、鹿児島の経済の状況あるいは初任給の状況、消費者物価、人手不足、人口流出、雇用の動向等幅広い資料も使ってですね縷々説明をされたかと思っております。

最後に、今回53円を引上げて906円と、こういう提示がございました。

今の労側の説明、提示につきまして、何か皆さんからご質問、ご意見ありますでしょうか。

どうぞ。

○ 川口委員

ありがとうございました、ご説明。

今回の説明の中で、まさに私自身が一番気にしていたのが⑦のところですね。いわゆる非専業主婦の問題。南日本新聞さんの資料にもあるように、3割下回る、逆に言うともまだ3割いらっしやると。この勢いでどんどん時給が上がっていくと、本来ならば

この問題はかなり正面から捉えて議論しないといけない問題になると私自身は思っております。本当のところを言うと。年収の壁であるとか雇用、使用者側にとっても切実な問題で、いわゆる雇用調整、就労調整の問題があるんです。その問題については一応ここに短く、一応これで終わってますけど、労側としてはどのように考えてらっしゃいますか。分かる範囲で構いません。

○ 白石委員

今までにありました専業主婦という感覚の中でおきますと、時代も変わりまして今専業主婦だけではなかなか、主だけでは生活できないというようなところもありまして、共働きが増えてきていると思います。共働きの二人の生計の中で生活していかないと、ちょっと豊かな生活というようなことがならないというところではございますが、やはり最低賃金が高くなっているというふうなところでも、専業主婦のところ働きに出たりというようなことも考えられますし、そこに伴うやはり年収の壁というふうなところで、まず賃金引上げ、合わせて年収の壁のところもですねきちんと議論していったかないと立ち行かなくなるんじゃないのかなというふうには思っております。

○ 山本部会長

はい。他に。
どうぞ。

○ 日高委員

これは難しいところでして、年金の問題もかかってきますし、医療・介護を含めた社会保障全体をどう見直すか、今後の動向次第で非常に影響があるし、使用者の皆さんも負担がどう高まっていくのか心配されるところであるのは確かだというふうには思っています。とは言っても、現実の生活をするうえではこういった状況もあるし、また、鹿児島県内ではやはり女性の単金が安いというのが大きな課題であって、シングルマザーなどが一人で仕事を一つも二つも三つも掛け持ちをしてやっと子供を育てていると、そういった状況なども見受けられるわけですから。そういったこともやはり考慮する材料としては、していかなければいけないと思いますし、大事な部分だと思っておりますが、ここで議論ということも大切だけど、やはりもうちょっと政府に対する要望という形で議論していてもいいのではないのかなというふうには受け止めているところではあります。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

他に何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○ 松枝委員

先ほどプラス53円とのご提示がございましたが、こちらに関しましては具体的に、計算といたらいいか、これこれこれを加味して、こういう率を加味してこういう円になったというご提示はあるのでしょうか。

○ 白石委員

今の説明全体のですね、本当にその全体を計算してというか検討した結果というようなこともありますし、連合の全体の今年の有期の短時間のところがですね、全国平均で52.78円というような数字が、一番最後、今お配りしました最後の資料のところで。プレスリリースの中で出ており、一番最後の月給の加重平均のところで。一番最後のページですね。

○ 山本部長

資料の34ページ。

○ 白石委員

34ページの上の③有期・短時間・契約者のところの時給のところで、単純平均、加重平均というところがあります。ここの377組合のところの下の加重平均の52.78円ですね。そして、昨年対比が29.35円というようなデータから総合的に勘案しまして53円というような提示をさせていただきました。

○ 松枝委員

ありがとうございました。

○ 山本部長

よろしいですか。

他に。よろしいでしょうか。

それでは使側の方からご提示をお願いいたします。

○ 濱上委員

まず冒頭、先ほど最賃審議のあり方ということで、単なる賃金交渉ではなくて、も

っと大きく捉えたいというお話がありました。それは私どもも賛成でございます。本来あるべき最賃を探すには、まあ、本気でというか、いろんなことを相談しなきゃいけないと思うんですけども。ただ、やはりこの回数ですね。一応今回予定されているのがあと4回と。それはなぜかという、やっぱり10月1日にこだわっているからだというふうに思います。発効日にこだわっているから、その逆算するとこの回数でこうして。どうしてもやはりお金の話になってしまうわけですから、もし本気で最賃をきちんと抜本的にやりたいというのであれば、別に10月1日にこだわらなくても、12月でもいい、改定がですね。来年の4月でもいい。これはずっと我々言っているんですけども、もし本気でそうであればそのくらいの覚悟が必要なのかなというのはまず冒頭申し上げておきます。10月1日にこだわる必要はないんじゃないかなというのは冒頭申し上げておきます。

それと引上げについては私どももいつも申し上げておりますけれども、できるところはどんどん引上げて行って欲しいし、最賃も上がっていくべきだと思います。右肩上がりでずっと行けばいいと思います。ただし、最近、近年が非常にハイペースすぎるものですから、そこに追いついていかない企業もあると。私どもはどうしてもやはり、持続可能な引上げといいますか、そういったのを目指しております。それが安定した、国民経済の安定というのが、最賃法の1条には共に国民経済の安定という文言があると思うんですけども。ですので、持続可能な、ずっと引き上がっていくと、そういうことを目指しているものですから、やはり急激な引上げというのは非常に危機感を持つというようなことでございます。

それと、これは別に求めませんけども、先ほど国際比較。よく新聞等もあります。先ほど労側の方からも国際比較がありました。確かに一見すると低いと、それは低いんだとは思いますが、単純に比較できない部分もあるのではないかなというふうに思います。為替レートの問題とか、最近諸外国のいろんな物価なんかを見ると、やっぱり日本なんかと一桁違うような物価の情報を聞いたりします。あるいは適用除外とか、あるいは減額措置の範囲とか、やはり単純にはできない部分があるのかなと。勿論、低いとは思いますが、単純比較はできないんじゃないかなということだけは申し上げておきたいと思います。

今からお配りするのは中小企業団体中央会さんと商工会連合会さん、割と小規模な企業さんが多いところの直近の調査です。生の声が多いもんですから毎年お出しをしているんですけども。よろしいですかね。

まず、二つあって、商工会さんののと中央会さんのの。商工会さんののが3ページ、中央会さんが5ページです。

まず商工会さんの方からいきます。中小企業景況調査報告書。これは商工会の経営指導員の方が直接訪問されて面接によっていろいろデータを集めていらっしゃいます。

まず1ページ目にそこに県内産業別業況D Iというのがあります。表があります。5年の4月6月期、それから来期見通し。やはりよく言われるように、全ての業種において改善の兆しが見えます。傘マークがなくて全て曇りマークというふうになっております。改善の兆しがあるというのはもう確かだというふうに思います。ただ、そのページの一番下に書いてありますけれども、売上は回復となっても、ゼロゼロ融資の返済も始まり、採算や資金繰り等中小企業は依然として厳しい状況にあるというようなことは申し添えておきたいというふうに思います。

それから2ページですけれども、2ページに業種別の景気動向ということで書いてございます。その中に、表の下に調査企業が感じている景気判断コメントということでポツが三つくらいしてございます。それが生の声です。生菓子製造業。材料費がかさんでいるが、これまでの材料から変えるのも難しく困っている。印刷業。二つ目のポツですね。仕入単価の上昇により受注先に売上単価の引上げに難色を示されることもある。ただ、ようやく理解されるようにはなったということですかね。ただ引き続き企業物価指数がたぶん上がって、消費者物価指数より高いんですけども、仕入単価が改正されるので今後の経営が懸念されるというようなことです。その下は建設業です。建設業もポツが二つありますけれども、一つ目のポツで、休日の確保、人手確保のためにですね、賃上げに踏み切った。業績はそこまで改善していないけれども、ある意味防衛的な賃上げだと思うんですけども、そこは既にやっていますよと。ただ、体力のある大手企業と比べると、中小企業の賃上げには限界がある。これは土木工事業の方です。

次3ページ、これ小売業ですけど。3ページのやっぱり景気判断コメント、ポツが3つありますけれども、例えば二つ目のポツ。光熱費、材料包装材費がここまで増加してくれば、削減できるのは人件費以外なく、アルバイトなしの状況で営業をしていると。秋から春はどうしても人手が必要なので、どう対応していくべきか。菓子小売業。

それからその下がサービス業さん。サービス業さんは割といい声が多いようです。コロナが5類に下がり、活気も感じられる。利益も順調に増えてきたというようなことのようです。

それから二つ目の資料、中央会さんの資料です。鹿児島県内の景況についてという中央会さんの資料。

これを見ても、鍵括弧前年度比のところですけども、2行目。コロナ禍であった前年度と比べて全体的な景気は回復傾向にはある。ただ、人手不足、物価高による消費活動への影響を懸念する。まあどうしても先行きについては皆さん慎重な気持ちを持ってらっしゃる。これは商工会の調査も同じでした。

2枚目、2ページ目が主な景気の動向ということですね。

それから3ページ目からがまたこれが3枚にわたって生の声を書いています。

3枚目の一番上ですね。味噌醤油製造業の方。どのようにして価格の値上げを受け入れてもらうのか。値上げといえば直ぐいろいろな場で批判を浴びると。それをいかにして受け入れてもらうか、難題が目の前に迫っている。

それから、食料品、同じように、ちょっと下の方に行ってください、菓子製造業というのが五つ目ぐらいにありますね。和菓子は好調なところもあったが、依然として原材料等の高騰は続いており、厳しい面もありますというようなことですね。

それから一番下の二つ、総合卸売業、水産物卸売業。ここは非常に営業活動が活発である、それから良い方向に向かっているというような声が出ているようでございます。

次に4ページです。ここもいろんな業種の方がいらっしゃいます。その真ん中辺りに商店街ということで、鹿児島市商店街ということでちょっと広い枠を取ってある部分ですけれども、雇用も人手不足であることは変わりなく、時給アップをしてもなかなか解決とはいかない。やはりここも、既に、消極的かもしれませんが引上げは、賃上げはやってはいらっしゃるということですね。

それからその二つ下の測量設計業。働き方改革というようなことで、有給取得率アップ、残業時間削減を進めながら、年間休日を増やすと。とにかくそういった働き方改革についても、必死で取り組んでいるというようなお声です。

それから最後のページですけれども、一番上の管工事業、住宅着工戸数が非常に去年と比べると少なくなってきていると。前年同月で39.2%の減少だったと。住宅というのはご存じのように裾野が広いんですけども、この管工事業さんも大きな影響を受けてらっしゃる。資金繰りに大きな影響があると懸念をしてらっしゃるということ。

それから一番下、運輸・倉庫業。運輸・倉庫ということで燃料それから人件費も既に上げてらっしゃるようなんですけれども、この高騰が収支に大きな影響を与えているというようなことでした。

我々だけ、ここだけの、表のあれではなくて、ちょっと生の声があるものですから、お示しをしたところでございます。

ということで、数字をとということですので、今までいただいた資料それから今日お示した資料等、あるいはいろんなヒアリング等をしながらですね、あるいは我々は労働者の生計費、賃金、支払能力、いわゆるこの三要素で決めなさいというふうになっているんですけども、やはり特に支払能力というのに、やはり目を向けざるを得ない。その支払能力というのもきちんと表しているといわれる表が第4表。賃金改定調査でしたっけ、の第4表。そして去年あたりから③というのも出していらっしゃるようです。いわゆる精度を高めるという意味だと思えるんですけども。第4表の③を我々は重視したい。それを見るとABCのCランク、鹿児島が入っているCランクの

賃上率が2.7%ですね。去年の5月から今年にかけて2.7%ぐらい引上げとなっている。これはやはり三要素を一番加味した形なのかなということでございます。

そういったことで私どもとすれば、現在の853円、これの2.7%の賃上げということ言えば23円と。こういう数字であれば持続可能な水準なのかなというふうには思っております。

ただ、その後の物価上昇ですね、それはまだ正直見込んでおりません。直近の消費者物価指数が鹿児島市が103.5でしたかね、3.5%ということ言えば足りないと言われれば足りないのかもしれないけれども、ちょっとそこはまだ詰めておりません。

一応、私どもは第4表の③から来る23円というのが適当な数字なのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○ 山本部長

どうもありがとうございました。

ただ今使側の方から商工会連合会及び中小企業団体中央会が出しております報告書等を用いてですね、最近の企業経営の動向について、回復はしているけれどもやはり生の声としてはですね、厳しさが出されているといったようなことが述べられたかと思えます。そのうえで、使側としては今回、よく毎年使っております第4表の③を重視してCランクで2.7%ということですのでこれを、いわば勘案して、使側としては23円のアップ、876円ということになりますか、といったようなご提案があったかと思いません。

今のご提案につきまして、何かご意見等ありましたら、ご質問でも結構ですが。いかがでしょうか。

どうぞ、はい。

○ 日高委員

意見というよりまあ、率直な思いというふうにお伝えしたいと思いますが、継続的に賃金を上げていく仕組みというか、そういうのは大事なことだろうというふうに思っております。ところで上げられない、ネックになっている部分がやはりあるんだろうというふうに。例えばEUでいうと、平均の賃金が決まれば自動的に最賃は決まっていくわけです。で、よくハンバーガーの値段等が出されますが、自動的にハンバーガーの値段も決まっていく、そういった仕組みにもなっているんですね。残念ながら日本はまだそういった仕組みにもなっていないし、それを受け入れる風土というか、それにまだ至っていないのが現状なんだろうというふうに思っています。

率直な使用者、経営者の声ということで本日お出しいただきました。全てを讀んで、見てるわけではないんですが、やはりなかなか価格転嫁の部分が、多くの所で燃料と

か原材料費の問題がたくさん書いてあります。あまり人件費が、最後の部分には人件費も書いてましたが、人件費が上がったからなんとかというのは書いていなかったかなというふうに思っています。そこを人件費も含めた中でどのように価格に転嫁していくんだというのが大切だろうというふうに思っています、まあ、今回の議論する争点の一つはやはり価格転嫁をやっていくという仕組みをいかに作っていくかというのが大事だろうというふうに思っております。

なかなか昨日も県の会議等ございましたが、なかなか価格転嫁は進んでいないのが実情のようでございます。九州経済産業省の方もお見えになりましたが、まずはきちっとした交渉をできる体制を作ってほしいんです。しかし、それすら出来ていないのが実態だというふうに思っておりますので、本日は使用者のご意見として積極的に受け止めさせてはいただきますが、そういった課題はあるんだということについては受け止め、ご確認していただきたいし、原材料費とエネルギーの問題だけが議論になってしまうとですね、結局価格転嫁が上手くいかず、結局労働者にしわ寄せが行くのではなのかと、労働者のことに対する言葉があまり出てきてませんので、それに懸念を一つはしています。

最低賃金も含めて賃金を上げることも大切だというふうに思いますが、私どもとしても生産性を向上させたり、いかに付加価値のある製品を作っていくんだと、そういったことも含めてしっかり価格転嫁の中に盛り込んでもらわないと、企業の発展もなければ県の経済の発展もないし、それで帰ってくる労働者へのリターンも少なくなるというようなふうに思っている。

少し雑駁になりましたが、そのように受け止めさせていただいているところです。

○ 山本部長

どうもありがとうございます。

他に、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

どうぞ、はい。

○ 瀬平委員

先ほど申し上げればよかったと思うんですけども、今の日高委員の価格転嫁の話はもう最も重要な話だと思いますので、それらもまた働きかけていけないかなと思いますが、ちょっとご紹介したいのが、賃金に関する各業界の方々のご意見が九州経済研究所の方のプレスリリースの方でまとめられてましたので、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。

表の方のあれでは4月のごとくなんですけど、ちょっと賃金改定計画については、先ほども労働者側からも提示されてましたけれども、賃金改定を実施予定とされるのが、

回答しているのが74%。そして引上げに関しては2から3%というのが最も多くて33%。それから1から2%未満というのが31%。それから3%から4%未満というのが13%ということで、なぜやっぱり賃金の引上げがこういうふうに出てきたかという、まずは改定の要因としては、人手不足の解消・人材確保というのがやはり大きいというようなことのようにです。で、生の声として、裏の方にございますけれども、製造業、食料品の業界の方では原材料費の高騰、人手不足による生産力の低下、人員確保のための賃上げ等、コストの大幅増加の影響が大きいと。それから電力・原料・資材等物価高騰の中、賃金を上げるのは非常に不安であるとか、それから機械・金属では、業績は回復していないけれども、やっぱり物価上昇を鑑みて賃上げを実施するしかないとか、電気・電子の方では、新型コロナ前までの、前までのような回復は見られないけれども、賃金改定は自社の業況に応じた決定を行う計画であるとか、昨今の物価高を踏まえてベースアップを行いたいが、現状の業績では難しいと。読み上げるとあれなんですけれども、それぞれやっぱり企業側としても賃金は上げたいと。人手の確保のためとか、また物価が上昇しているということで、賃金は上げたいんだけどその上げ幅というのがですね、やはり苦悩されているという声がここに書かれています。そういうところも踏まえてまた今後の議論もさせていただければというふうに考えております。以上でございます。

○ 山本部会長

どうもありがとうございました。

他に。どうぞ、はい。

○ 川口委員

使用者側の提案ありがとうございました。

ごめんなさい、賃金審議とはもう関係のない話なんですけど、冒頭濱上委員が言及されておりました、いわゆるこの最低賃金の改定の審議のあり方、いわゆるスケジューリングのことで、若干ちょっと興味深い発言というか、従来だとこの1、2週間とかで一気に決めてしまうと。ただまあ、通年議論もありという考えですか。それとも単に時期を少しずらすという考えなんですかね。それとも通年議論で十分熟慮したうえで、しっかりと合議をなさせたいうえで決めると。長い期間のスパンで落ち着いて議論をすると。じゃなくて、あくまでも発効日を遅らせる。例えば審議を前倒しする、そういった感じのお考え。そこらあたりはいかがですか。

○ 濱上委員

最低賃金というのは毎年改定するべきだとの認識はあります。ですから、それと本

来の最低賃金を抜本的に見るといふのはまた別途なのかなと。どうしても単年度・単年度のものについては短くせざるを得ないにしても、10月発効日にはこだわらなくていいんじゃないのかなという考え方です。それはそれでやりつつも、じゃあ先ほどから出ているようなもっと大きなビジョン、何年くらいにといふのはそれは別途考えるべきで、一緒にするのはなかなか大変なのかなと。その単年度の中でも別に10月にはこだわらなくてもいいのかなという思いです。といふのは、どうしても年度の途中のものですから、企業さんがですね、やはりある程度、だいたい4、3の企業は下期にたぶん最賃が上がるだろうなといふことで予算を組むんですけども、急激すぎると完全にオーバーしてしまうわけです。だったらぎりぎり12月とか、あるいは新年度からにしてもらえれば、といふ声もあるものですからああいった発言をいたしました。

○ 山本部長

はい、どうも。よろしいでしょうか。

他はいかがでしょうか。

○ 山本部長

それではですね、ただ今労使双方から具体的な額の提示をしていただきました。

労側からは53円アップの906円、使側からは23円アップの876円、こういうご提示があったかと思えます。

ただ、間がですね、かなり乖離がありますので、このままでは、この額でどうかといふことをこの三者で議論してもなかなか問題が煮詰まらないといふふうに思えますので、ここで個別の協議に入りたいと思えますので、まずですね、公益の方で少し相談をしてからお呼びいたしますので、労使ともちょっと退席していただいて個別協議の方に備えたいと思えます。

申し訳ありませんけれども傍聴の方はですね、いったん退室をお願いいたします。

(個別協議)

○ 山本部長

それでは、公労使による三者協議を再開いたしますので、事務局は傍聴の方の入室の案内をお願いします。

(傍聴希望者、取材希望者入室)

○ 山本部長

労・使双方のご意見をお聞きしましたが、双方のご意見には、隔たりがあり、結審には至らないようでございますので、お互いどれだけ歩み寄れるかご検討いただき、第3回専門部会に臨んでいただければと思います。

事務局からの連絡事項はありますか。

○ 松下補佐

今回は、8月7日月曜日午前10時からの開催となります。会場は、本日より同じこの会議室になります。よろしくお願いいたします。

○ 山本部長

それでは、今回は、予定どおり8月7日月曜日午前10時から開催いたします。

それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いします。

それでは本日の専門部会はこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。